

令和7年 第11回 福岡市選挙管理委員会

6月5日（木） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第8号 直接請求に必要な選挙人の数について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿登録者数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 指定都市選挙管理委員会連合会通常会議について
- ④ 福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例案について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・ 令和7年6月13日（金） 午前10時30分
- ・ 令和7年7月2日（水） 午前10時30分
- ・ 令和7年7月25日（金） 午前10時30分

議案第8号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を、令和7年6月2日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め、告示するもの。

令和7年6月5日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
26,362 人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数
219,678 人
- 3 地方自治法第76条、第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
264,759 人
- 4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

東 区	88,166 人
博多区	68,437 人
中央区	56,788 人
南 区	73,200 人
城南区	35,283 人
早良区	60,626 人
西 区	56,857 人

（理由）

地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項、市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定による。

(参 考)

1 直接請求の内容について

(1) 地方自治法第74条

条例の制定又は改廃の請求 (1/50)

(2) 地方自治法第75条

監査請求 (1/50)

(3) 地方自治法第76条

議会の解散請求 (80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)

(4) 地方自治法第80条

議員の解職請求 (1/3)

(5) 地方自治法第81条

長の解職請求 (80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)

(6) 地方自治法第86条

① 副市長、市選挙管理委員、監査委員の解職請求

(80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)

② 区選挙管理委員の解職請求 (1/3)

(7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条

① 合併協議会の設置の請求 (1/50)

② 合併協議会設置のための投票の実施の請求 (1/6)

(8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条

教育長、教育委員の解職請求 (80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)

2 計算式

1について

$$\text{全 市} \quad 1,318,067 \times 1/50 = 26,361.34 \rightarrow 26,362$$

2について

$$\text{全 市} \quad 1,318,067 \times 1/6 = 219,677.83 \rightarrow 219,678$$

3について

$$\begin{aligned} \text{全 市} \quad & (1,318,067 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6 \\ & + 400,000 \times 1/3 = 264,758.37 \rightarrow 264,759 \end{aligned}$$

4について

$$\text{東 区} \quad 264,498 \times 1/3 = 88,166$$

$$\text{博多区} \quad 205,311 \times 1/3 = 68,437$$

$$\text{中央区} \quad 170,364 \times 1/3 = 56,788$$

$$\text{南 区} \quad 219,600 \times 1/3 = 73,200$$

$$\text{城南区} \quad 105,849 \times 1/3 = 35,283$$

$$\text{早良区} \quad 181,876 \times 1/3 = 60,625.33 \rightarrow 60,626$$

$$\text{西 区} \quad 170,569 \times 1/3 = 56,856.33 \rightarrow 56,857$$

※ 端数は切り上げる。

令和7年6月2日現在 選挙人名簿登録者数について（定時）

（単位：人）

区 分	3月13日現在 選挙人名簿 登録者数	令和7年3月14日以降の抹消者数							今回の 新規登 録者数	令和7年6月2日現在 選挙人名簿登録者数			前回登録 に対する 増減数
		6月2日区委員会議決分											
		3月23日 区委員会 議決分	4月18日 区委員会 議決分	5月20日 区委員会 議決分	死亡者	市外転出 後4箇月 経過者	在外登録 移転者						
東 区	264,224	564	337	811	877	180	697	0	2,779	126,726	137,772	264,498	274
博多区	205,470	558	301	949	1,041	86	955	0	2,603	98,288	107,023	205,311	-159
中央区	170,614	392	181	588	744	73	669	2	1,649	74,372	95,992	170,364	-250
南 区	219,643	482	242	622	643	124	516	3	1,871	100,698	118,902	219,600	-43
城南区	105,884	194	107	269	266	61	205	0	604	49,340	56,509	105,849	-35
早良区	181,845	389	197	440	454	118	336	0	1,474	84,014	97,862	181,876	31
西 区	170,432	201	190	467	411	116	295	0	1,353	79,600	90,969	170,569	137
市合計	1,318,112	2,780	1,555	4,146	4,436	758	3,673	5	12,333	613,038	705,029	1,318,067	-45

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

5月21日～6月5日区委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	128	2	0	0	130
博 多 区	98	1	0	1	98
中 央 区	146	3	2	0	151
南 区	150	2	3	0	155
城 南 区	77	0	0	1	76
早 良 区	122	1	0	0	123
西 区	81	1	0	0	82
福岡市計	802	10	5	2	815

報告事項 3

令和 7 年度指定都市選挙管理委員会連合会通常会議 次 第

— 開 会 —

1 開催市及び連合会会長 あいさつ

名古屋市選挙管理委員会 委員長 渡辺 義郎

2 各市委員及び職員自己紹介

3 議長選出

4 提出議題（連合会事務局）

第 1 号議案	令和 6 年度	指定都市選挙管理委員会連合会事業報告
第 2 号議案	令和 6 年度	指定都市選挙管理委員会連合会歳入歳出決算報告
第 3 号議案	令和 7 年度	指定都市選挙管理委員会連合会事業計画（案）
第 4 号議案	令和 7 年度	指定都市選挙管理委員会連合会歳入歳出予算（案）
第 5 号議案	令和 7 年度	指定都市選挙管理委員会連合会表彰の被表彰者等の決定について

5 令和 7 年度役員選挙について

6 表彰状の授与

— 閉 会 —

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案の概要

第 1 改正の理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に鑑み、投票管理者等の報酬の額を改める必要がある。

第 2 改正の内容

投票管理者等の報酬の額の改定

区 分	現 行	改定後	改定額
投票所の投票管理者	日額 12,800 円	日額 14,500 円	1,700 円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300 円	日額 12,800 円	1,500 円
開 票 管 理 者	1回の従事につき 10,800 円	1回の従事につき 12,200 円	1,400 円
選 挙 長	日額 10,800 円	日額 12,200 円	1,400 円
投票所の投票立会人	日額 10,900 円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額 10,900 円以内で市長が定める額	日額 12,400 円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額 12,400 円以内で市長が定める額	1,500 円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600 円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額 9,600 円以内で市長が定める額	日額 10,900 円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額 10,900 円以内で市長が定める額	1,300 円
開 票 立 会 人	1回の従事につき 8,900 円	1回の従事につき 10,100 円	1,200 円
選 挙 立 会 人	日額 8,900 円	日額 10,100 円	1,200 円

第 3 施行期日等

1 施行期日
公布の日

2 適用区分

改正後の条例は、施行日以後期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第 95 条の規定による投票について適用し、施行日の前日までに期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第 95 条の規定による投票については、改正前の条例を適用する。

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例案 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現 行		改 正 案	
第1条～第8条 (略)		第1条～第8条 (略)	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
別表第2		別表第2	
区 分	報酬の額	区 分	報酬の額
(略)	(略)	(略)	(略)
投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>14,500円</u>
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>
開 票 管 理 者	1回の従事につき <u>10,800円</u>	開 票 管 理 者	1回の従事につき <u>12,200円</u>
選 挙 長	日額 <u>10,800円</u>	選 挙 長	日額 <u>12,200円</u>
投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額 <u>10,900円</u> 以内で市長が定める額	投票所の投票立会人	日額 <u>12,400円</u> ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額 <u>12,400円</u> 以内で市長が定める額
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u> ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額 <u>9,600円</u> 以内で市長が定める額	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額 <u>10,900円</u> 以内で市長が定める額
開 票 立 会 人	1回の従事につき <u>8,900円</u>	開 票 立 会 人	1回の従事につき <u>10,100円</u>
選 挙 立 会 人	日額 <u>8,900円</u>	選 挙 立 会 人	日額 <u>10,100円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)